

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和8年6月19日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
310	梅郷2丁目地内	約490 m ²	令和8年6月19日
468	今寺4丁目地内	約2,730 m ²	令和8年6月19日
499	新町2丁目地内	約1,530 m ²	令和8年6月19日
502	新町5丁目地内	約2,400 m ²	令和8年6月19日
558	友田町2丁目地内	約530 m ²	令和8年6月19日
588	梅郷1丁目地内	約1,350 m ²	令和8年6月19日
867	梅郷5丁目地内	約930 m ²	令和8年6月19日

「区域は指定図表示のとおり」

以 上